

平成21年第21回教育委員会記録

平成21年12月9日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成21年12月9日(水) 午後2時00分～午後2時45分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理者 大橋 辰雄
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育部 教育改革担当長 森 仁司

庶務課長 徳 嵩 淳一 教課 育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務統括指導主事 筒井 鉄也

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 加藤 貴幸

教育委員会事務局事務参事 正田 智枝子 済美教育一長 小澄 龍太郎

済美教育一長 坂田 篤 済美教育一長 田中 稔
済美教育一長 統括指導主事

中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一

担当書記 佐藤 守

傍聴者数 5名

会議に付した事件

(議案)

議案第79号 杉並区立子供園条例施行規則

議案第80号 杉並区立子供園の管理運営に関する規則

議案第81号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を

改正する規則

議案第82号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第83号 杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第84号 杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第85号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第86号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

議案第87号 杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 平成21年度「優良PTA文部科学大臣表彰」被表彰団体の決定について
- (2) 平成21年度東京都「公立中学校部活動の休・廃部を防止するための外部指導員導入促進補助事業」の決定について
- (3) 平成22年度学校給食調理業務委託新規実施校について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第79号 杉並区立子供園条例施行規則・・・・・・・・・・・・ 16

議案第80号 杉並区立子供園の管理運営に関する規則・・・・・・・・ 4

議案第81号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第82号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一
部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 9

議案第83号 杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部
を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 9

議案第84号 杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を
改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 9

議案第85号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部
を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 10

議案第86号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部
を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 10

議案第87号 杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改
正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 10

報告事項

(1) 平成21年度「優良PTA文部科学大臣表彰」被表彰団体の決定に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(2) 平成21年度東京都「公立中学校部活動の休・廃部を防止するた
めの外部指導員導入促進補助事業」の決定について・・・・・・・・ 11

(3) 平成22年度学校給食調理業務委託新規実施校について・・・・・・・・ 15

委員長 会議に入ります前に、今日はマスコミ関係の方からビデオの撮影をしたいというお話がございまして、従来、会議中はだめですが、会議の前にはご依頼があれば許可すると、一般的にはマスコミの方ですけれども、普通の方でも撮影なさる場合は許可しております。ですから皆さんよろしければ、そのようにしたいと思います、よろしゅうございますか。

それでは、会議が始まるまでの間、ご撮影ください。

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、撮影が終わりましたようですので、改めて申し上げるまでもなく、審議中の録音や撮影はご遠慮いただきたいということでございます。

それでは時間でございますので、ただいまから平成21年第21回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が9件、報告が3件となっております。

日程第1、議案第79号は、本規則を制定するにあたり、区長からの協議案件となっております。意思形成過程上の案件となりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条に基づきまして、この議案の審議につきましては会議を非公開といたしたいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第79号の審議については非公開といたします。

議案の審議に入る前に、席次についてですが、12月1日から大橋委員が委員長職務代理者となりましたので、現在着席していただいている席次に変更いたします。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、当面この形で会議をすることにいたします。

議案第79号は非公開ですので、これは後に送りまして、日程第2、議案第80号「杉並区立子供の管理運営に関する規則」、日程第3、議案第81号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第80号及び議案第81号につきまして、ご説明を申し上げます。

昨日閉会した、区議会第4回定例会において可決された「杉並区立子供園条例」が本日公布されました。議案第80号「杉並区立子供の管理運営に関する規則」は、同条例が施行されることに伴って、子供の管理運営に関して、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第33条の

規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

規定の内容は、基本的には、現行の「杉並区立学校の管理運営に関する規則」のうち、幼稚園に係る規定の部分と同様のものとし、同条例及び本日区長から協議を求められております同条例の施行規則の規定内容を踏まえたものとしてございます。

それでは、議案を1枚めくっていただきまして、ご覧いただければと存じます。

第1条、これは本規則の目的でございます。第2条は、子供園に置く職員として、園長、教頭、教諭のほか、必要な職員を置くことができるとしてございます。第3条ですが、園長及び職員の任務につきまして、適正にして円滑な子供園の管理運営に努めなければならないとしています。第4条ですが、園長の職務として、子供園における教育及び保育の管理、所属職員の管理、施設の管理並びに事務事業の管理に関する事、所属職員の職務上及び身分上の監督に関する事等を定め、所属職員に園務を分掌させることができるとしております。

続きまして第5条でございます。第5条は、教頭の職務として、園長を助け、園務を整理し、並びに必要に応じて教育及び保育をつかさどること、園長の命を受け、所属職員を監督すること、園長の職務を代理し、または職務を行う場合の事由等を定めてございます。第6条ですが、学校教育法施行令に基づく学期について、第7条は、同施行令に基づく休業日について、また、第8条は、学校教育法施行規則に基づく臨時休業の報告について定めてございます。

続いて第9条ですが、園長の権限に属する事務及び補助執行をする事務に係る事案の決定手続等については、別に定めることとしてございます。第10条ですが、子供園に職員会議を置くこと、職員会議は園長が招集し、その運営を管理することなどを定めてございます。第11条ですが、子供園は教育及び保育の水準の向上を図り、その目的を実現するために運営状況について、自己並びに保護者及び地域住民による点検及び評価を行い、その結果を公表することなどを定めてございます。

続いて第12条ですが、教育課程の編成について、また、第13条では、教育課程編成の基準について、さらに第14条では、教育課程の届出について定めてございます。

次に第15条ですが、教材の使用について、第16条では、教材の選定について、そして第17条は、届出を要する教材について、それぞれ定めてございます。第18条は、指導要録及び抄本について、第19条は、出席簿について定める規定でございます。

次に第20条ですけれども、修業年限についてですが、子供園は満3歳から小学校就学の式に達するまでの幼児が対象であることから、3年としてございます。第21条では、教育課程に基づく教育を実施する短時間保育の保育時間は、午前9時から午後2時までを標準として定めることとしてございます。

次に第22条ですが、子供の定員、学級編制及び1学級の定員については、条例施行規則の定めるところによることとしております。第23条では、短時間保育の実施の承認等について、承認を受けようとする子供の保護者は、条例施行規則に定める申請書を提出しなければならないこと、申請があったときは、教育委員会は審査し、条例施行規則に定める承認通知書または不承認通知書により、保護者に通知しなければならないことを定めてございます。

次に第24条は、条例第8条の規定に基づきまして、短時間保育の実施の承認を取り消すときは、教育委員会は条例施行規則に定める承認取消通知書により、保護者に通知しなければならないことを定めてございます。

次に第25条ですが、3歳児学級から4歳児学級への、また、4歳児学級から5歳児学級への進級について、次に第26条でございしますが、教育課程を修了したと認める園児には、修了証書を授与することについて定めてございます。

次の第27条でございしますが、園則の制定等について、第28条では、園に備える表簿等について定めてございます。次の第29条ですが、これは委任に関する規定です。この規則の施行について必要な事項は、教育長が定めることとしてございます。

最後に附則でございしますが、平成22年4月1日から施行することとし、この規則を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができるとしてございます。

続きまして、議案第81号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

本年9月18日、第17回教育委員会定例会におきまして、「区立幼稚園の改革方針」が決定されたことに伴い、平成22年4月1日に幼稚園に転換する予定の下高井戸幼稚園及び堀ノ内幼稚園の定員及び学級編制等について改正するため、「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご審議いただいたところでございます。同一部改正規則は、両園を幼稚園に転換するに当たって、転換後の定員で幼稚園児として入園募集等を行う必要があったことから、平成22年4月1日に施行することとして、改正、公布したのですが、「杉並区立子供園条例」が本日公布されたことなどから、両園の幼稚園としての定員及び学級編制等の規定は、平成22年4月1日の施行に当たって必要がなくなったことから、改正するものでございます。

それでは、おめくりいただきまして新旧対照表をご覧ください。

改正後の別表第2からは、下高井戸幼稚園と堀ノ内幼稚園の規定を削ってございます。平成22年4月1日現在の「杉並区立学校の管理運営に関する規則」の別表第2は、今回の改正後の内容として施行されることとなります。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。

ただいま、議案第80号及び81号について、一括してご説明いただきましたので、ご質問、ご意見があれば、議案名を提示してご発言ください。

安本委員 よろしいですか。

委員長 はい。

安本委員 ちょっと教えてください。議案第80号なんですけれども、第8条、臨時休業の期日。臨時休業というのは、どういうことを指しますか。

済美教育センター副所長 様々な非常天災、例えば、台風であったり、地震であったりというような際に、臨時休業等の措置をとることがございます。

安本委員 インフルエンザとか、そういうもので学級閉鎖ということも。

済美教育センター副所長 それも同様でございます。

安本委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 園長以下、教育職員についての教員免許状であるとか、保育士資格の免状であるとか、そういうことの資格は、どこに定めてあるんですか。

庶務課長 これはもとより、学校教育法などの法令に基づいて、そこに定めがありまして、そこできちっと担保していると。特に、区立の幼稚園関係については、そういう規定を踏まえながら、共同の処理の中で、採用及び承認の手続きがきちんと取られているということでございます。

委員長 今回の場合は、両方がミックスしているわけですよ。だから今までのように単純ではないわけですよ。幼稚園は幼稚園、保育所は保育所というのだったら簡単なわけですけども。

庶務課長 今回の子供園といいますのは、区の条例で、新たに幼・保が一体化した施設でございますけれども、その中に幼稚園機能というものが当然存在しているわけですので、その部分におきまして、学校教育法の規定に基づき、教育委員会がきちっとその責任を果たしていくと。その全体を区立の子供園として、区長のもとできちんと管理をしていくと、こういう構図になっておりますので、それぞれの組織で役割分担をきちっとしながら責任を果たしていくということになります。

委員長 資格を持っている人を配置するということね。

庶務課長 はい。

委員長 はい、わかりました。

他に何かご質問ございますか。

宮坂委員 よろしいですか。大きな問題ではないんですが、名称の問題ですが、「子供園に次の職員を置く。」で、園長、教頭、教諭とありますが、教頭というのは、今、副園長にしないで教

頭にしたというのは、何か理由があるんですか。学校は、今現在、副校長になっているようですね。

教育人事企画課長 今、副園長というようなことで呼んでいますけれども、これはあくまでも呼称でありまして、正式には教頭ということになっております。

宮坂委員 学校の副校長というのは、どうなっているんですか、今は。

教育人事企画課長 学校につきましては、正式に副校長という職が置かれておりますけれども、幼稚園につきましては教頭というようになっています。

宮坂委員 まだ置いていないんですね。

教育人事企画課長 はい、そうです。

宮坂委員 副園長にしないという、何か理由でもあるんですか。

教育人事企画課長 そのところも幼稚園の人事につきましては、特別区人事厚生組合というところでやっているんですけれども、副園長の職を置く方向で、今検討をしているところでございます。要するに小学校、中学校に合わせていくというようなところで、今進めております。

宮坂委員 検討中ということですね。わかりました。

委員長 それは23区の場合ですか。

教育人事企画課長 はい、そうです。

委員長 他に何かございますか。どうぞ。

安本委員 ちょっと前までは、「(仮称) 子供園」だったんですが、「子供園」で決定ですか。

庶務課長 これについては、先ほど申し上げましたとおり、第4回定例会で条例が可決され、この条例の中で名称も規定して、それで最終的にそのようになりました。その条例が、本日公布されたということで、名称としては区立子供園ということです。

安本委員 国の制度でありますよね、「こども園」という呼び方で呼んでいるものがありますよね。あれと混乱しませんか。

庶務課長 国のほうでは、「認定こども園」ということで、その「こども」の部分がひらがなで表記されているかと思えます。私どものほうは、いわば区条例に基づく、独自の幼・保一体化施設というところで、漢字で名称を表現するということで、そのあたりは紛らわしいものではないと考えてございます。

安本委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

委員長 他に何かございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、もうこれでご質問等はございませんでしょうか。

では、一括上程して審議いたしました議案第80号及び議案第81号は、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは異議がありませんので、一括上程いたしました議案第80号及び議案第81号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、幼稚園教育職員の給与改定に伴う所要の規定整備ということで、日程第4、議案第82号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第83号「杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第84号「杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第82号から第84号までの3議案につきまして、ご説明申し上げます。

3議案とも、今年度の給与改定及びそれに伴う「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」、この改正を受けて改正するほか、必要な改正あるいは規定整備を行うものでございます。

はじめに、議案第82号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」ですが、新旧対照表をご覧ください。第2条第4項に、同給与条例第33条第8号に規定する職員給与から控除することができる口座振替手数料として、教育長が指定する金融機関以外で2口座に振り込みをする場合に、そのうちの1口座分の職員が自己負担する手数料、これを加えてございます。また第11条第1項第2号では、ノーワーク、ノーペイの考え方から、給与を減額しない生理休暇の日数を3日から2日に改めてございます。その他、規定の整備を行っているものでございます。

続きまして、議案第83号「杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、これも新旧対照表をご覧ください。給料表の引き下げ改定に伴いまして、園長の管理職手当が同給与条例第10条第2項で規定する最高の号給の給料月額100分の20を超えない範囲、これを上回ることから、改めるものでございます。

続きまして、議案第84号「杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」でございますが、これも給与改定に伴いまして、地域手当の支給割合を16%から17%に改めるというものでございます。

最後に施行期日ですが、給与の口座振替手数料に係る規定は平成22年4月1日から、その他の改正は同年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 それでは3本一括上程をしましたが、これについて、ご質問、ご意見がございましょうか。ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは異議なく、これらの議案の採決をしてもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、一括上程して審議いたしました議案第82号から第84号までは、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、学校教育職員の給与改定に伴う所要の規定整備ということで、日程第7、議案第85号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第86号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第87号「杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」、この3議案を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第85号から第87号までの3議案につきまして、ご説明を申し上げます。

この3議案とも、本年度の給与改定及びそれに伴う「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」の改正を受けて改正するほか、必要な改正及び規定整備を行うものでございます。

はじめに、議案第85号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございしますが、新旧対照表をご覧ください。こちらは、先ほどの幼稚園教育職員と同様に、口座振替手数料等に係る改正を行うものでございます。

次に、議案第86号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」でございしますが、これにつきましては、都の教員に準じまして、給料表の引き下げ改定に伴い、特別支援学校に勤務する職員及び特別支援学級の授業を担当する職員に支給する給料の調整額を、別表第1及び別表第2のとおり改めるものでございます。

続きまして議案第87号「杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」でございしますが、これも幼稚園教育職員と同様に、地域手当の支給割合を16%から17%に改めるものでございます。

最後に施行期日ですが、給与の口座振替手数料に係る規定は平成22年4月1日から、その他の改正は同年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま、一括上程しました議案のご説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 ごさいませんか。

それでは、これは採決してもよろしゅうございますか。異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第85号から第87号まで、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは次に、日程第10、報告事項の聴取に入ります。はじめに、「平成21年度『優良PTA文部科学大臣表彰』被表彰団体の決定について」、「平成21年度東京都『公立中学校部活動の休・廃部を防止するための外部指導員導入促進補助事業』の決定について」、以上の2件の報告を一括して、教育改革推進課長から説明をお願いいたします。

教育改革推進課長 それではまず、平成21年度「優良PTA文部科学大臣表彰」の被表彰団体に、区立井草中学校が決定いたしましたので、ご報告いたします。PTAは、子供の幸せの実現を目指して、保護者と教員がお互いに学び合うと同時に、協力し、実際に学校現場で活動する社会教育団体でございます。今回、井草中学校は、表彰の趣旨にありますように、学校、PTA、そして地域との連携が充実していること、また、生徒の様々な活動に保護者が直接支援していることなどから、全国のPTAの中から表彰を受けたものでございます。

参考資料としておつけしております「井草中学校を取り巻く地域力」をご覧ください。井草中学校では、平成18年度に学校支援本部、そして、19年度に学校運営協議会が設置され、PTAとともに様々な活動を行っております。その活動は、青少年育成委員会や町会、商店街など、多くの地域住民と一緒に学校を支える活動を継続しているところでございます。

表彰の理由にもございますが、保護者が学校サポーターとして活動するほか、運動会や校外パトロールなど積極的に行うなど、学校教育だけではなく、家庭教育に関する学習活動も盛んに行われております。また、震災救援所運営連絡会や警察との連携もしっかりしており、防犯教育や災害対策なども充実しているところでございます。

なお、今回表彰されました団体は、表の下につけているとおりでございます。

続きまして、「平成21年度東京都『公立中学校部活動の休・廃部を防止するための外部指導員導入促進補助事業』の決定について」、ご報告いたします。

中学校生活の充実や体力向上等のため、部活動は欠かせないものとなっております。区におきましても、平成19年度から、部活コーディネーターを配置し、部活動の活性化を図っているところでございます。今年は夏休み期間中に、中学生の技術力、また、顧問教諭等の指導力の向上を目的に、バレーボール、サッカー、吹奏楽において、区立中学生を対象に合同部活動を実施した

ところでございます。

教育委員会におきましても、こうした部活動の外部指導員を配置し、活性化を図っている中、今年度、東京都が公立中学校に対し、外部指導員の導入促進に関する補助事業を決定したので、区におきましても、都費を活用した部活動の活性化を図るため、この制度に申請し、補助が決定いたしました。

補助対象となるものでございますが、1の(2)をご覧いただきたいと思います。対象となる部活動の状況例といたしましては、外部指導員を導入することによって、部活動の休・廃部を防止しようとする場合などでございます。また、(3)にございますように、実施期間でございまして、本年4月1日に遡りまして、平成21年度から25年度までの5カ年を予定してございます。

事業内容といたしましては、部活動外部指導員への報償費の2分の1を限度に補助をいただくというものでございます。また、その2分の1の額については、1時間当たり1,500円が上限、一つの部活動についての総時間数が180時間が上限となっております。

補助事業の決定につきましては、2枚目におつけしております別紙のとおりでございます。今回対象となりましたのは14校、部活数でいいますと21種類、うち運動部が13部活、文化系が8部活となっております。

なお、この事業は、21年度から5カ年を予定してございますので、次年度以降も継続して補助申請を行っていきたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

委員長 今、2件一括してご説明いただきましたが、順番に分けていきたいと思います。最初に「平成21年度『優良PTA文部科学大臣表彰』被表彰団体の決定について」、ご質問、ご意見がございましょうか。

安本委員 大変すばらしいことで、良かったと思います。できれば、小学校もあればいいなと思いますけれども、ちょっと参考までに教えてください。この2枚目の参考資料のほうで、「ISS 井草サバイバルスピリット」、あと「“ホッと”すぺーす」、「資格取得サポーター」、それぞれがちょっと意味がどういうことなのか、他のはわかるんですけども、何となく、こちらこの3つはわからないので、ちょっとご説明いただけますか。

教育改革推進課長 この「資格取得サポーター」は、いろんな検定とかがございますので、そうした資格を中学生が受検する際に、学校支援本部等がお手伝いをしているというものです。例えば、土曜日の日に検定を受検する場合などに、支援本部の方が学校のほうに来て、受検する態勢をボランティアの方が整えるというものです。

安本委員 資格というのは、要するに英検とか、そういうものですか。

教育改革推進課長 そういったものも含めてということですね。それから「ISS 井草サバイバルスピリット」でございますが、すみません、ちょっとこちらのほうは、今、手元に資料がございませんで、詳しい状況がわかりません。それから「“ホッと”すぺーす」は、空き教室等を利用して、中学生がちょっとお互いにコミュニケーションをとれるような場所を作って、そこに支援本部の方がいて、話し相手になったり、相談に乗ったりというような事業を行っているところ

です。
安本委員 わかりました。どうもありがとうございます。この「ISS 井草サバイバルスピリット」は、また教えてください。

教育改革推進課長 はい。

委員長 他に何かございますか。

大橋委員 確認なんですけれども、PTAの防犯、防災という活動に対しての表彰なんですよね。だからこれは、井草の地域をイメージしたものを出したということで、これ全体の活動で表彰されたわけではないんですね。

教育改革推進課長 いえ、活動全体です。

大橋委員 全体なんですか。それじゃ、地域運営、学校支援本部等の活動も全部含めてということなんですか。

教育改革推進課長 いえ、PTAが表彰されたんですが、そのPTAの活動の中に、防災活動も含まれているということです。

委員長 他にありますか。

それでは、次の「平成21年度東京都『公立中学校部活動の休・廃部を防止するための外部指導員導入促進補助事業』の決定について」、ご質問、ご意見がございますか。

安本委員 補助が受けられるのは大変いいと思うんですが、これとはちょっと直接関係ないかもしれないんですが、外部の指導員という方を募集するなりお願いするのは、学校単位ですか。

教育改革推進課長 そうです。基本的に、学校長が地域の運動部系であれば、現実にできる方というのを、学校支援本部の方などにご紹介をいただいて、それで生徒の技術力が向上するということを目的にお願いをしているところです。

安本委員 時間的に部活動の時間というのが、大体2時から4時とか、大体、普通の方がご自分のお仕事をなさっているような時間だと思っただけですね。そうすると、すごく厳しいと思うんですね、幾ら地域とはいえ、そういう方を探すというのは。そういう時に、何かこちらのほうから、例えば、広報に載せるとか、そういうようなことは考えていらっしゃるのですか。

教育改革推進課長 外部指導員は、あくまで学校単位で今お願いをしているところですので、学

校長が地域の方をお願いをして、外部指導員の方を探していただいているというところです。

安本委員 外部指導員が見つからなければ、この制度は活用できないということですね。

教育改革推進課長 ただ、外部指導員は、現在260名程度いらっしゃいまして、年間の活動回数でいいますと約9,000回程度ございます。

安本委員 それは、地域によってばらつきはないわけですか。

教育改革推進課長 多少ばらつきはあります。

安本委員 多いところ、少ないところの差は、やっぱりありますか。

教育改革推進課長 はい、あります。

安本委員 できれば、手助けをするような方向でお願いできれば、というのは、もうかなり、先ほどおっしゃったように、合同で部活をやらなければ存在できないような、存続できないような部活動も多くなっていると思うんですね。子どもも少ないこととか、いろいろあると思います。できる限りお手伝いというか、そういうことをして差し上げられればなというふうに思いますので。

教育改革推進課長 19年度から部活動コーディネーターを配置してございますので、そうしたものを活用して行っているところでございます。

安本委員 わかりました。合同の部活動というのは、もう今後計画にはない、予定はしてらっしゃいますか。

教育改革推進課長 今年度試行という形で行いましたが、来年度以降も行いたいというふうに、事務局のほうでは考えております。

安本委員 それも大事なことだと思うので、よろしく願いいたします。

教育改革推進課長 はい。

済美教育センター副所長 今の合同部活動のことについて、ちょっと補足をさせていただきます。今年度は、3つの部活動で合同部活動を開催したんですけれども、次年度については、部活動の対象を広げまして、現在のところ5つで合同部活動を実施できないかというところで、探っているところでございます。

安本委員 よろしく願いいたします。

委員長 他に何かございますか。

教育改革推進課長 先ほど、安本委員からご質問いただきましたPTAのほうの表彰の関係で、「ISS井草サバイバルスピリット」でございますが、こちらについて、ちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

こちらは週5日制に伴って、土曜日の過ごし方の一つとして行う活動でございます。子どもた

ちの生きる力を育み、社会と関わるスキルを身につけるために、地域の方が中心となってボランティア活動を行って、引率指導などを行っている、そういう活動でございます。

安本委員 引率指導ってというのは。

教育改革推進課長 引率をしたり、指導をしたりと、ボランティア活動をする時に、保護者の方が集まった中学生をボランティアの活動の先に連れていったりとか、そちらのほうで何かする時に、向こうの方から話を聞いてこういうふうにやってくださいというような指導をしていると、そういう活動でございます。

安本委員 サバイバルというから、もう少し違うイメージで思っていました。

委員長 土曜日に学校外活動をするのも指導するということですか。

教育改革推進課長 いえ、そうですね、土曜日の過ごし方の一つということです。週5日制に伴った活動でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

次に、「平成22年度学校給食調理業務委託新規実施校について」の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは私から、「平成22年度学校給食調理業務委託新規実施校について」、ご報告申し上げます。

ご案内のとおり、区立学校の給食調理業務の民間委託につきましては、平成13年度の2学期から開始をいたしまして、おかげ様でこれまで順調に伸展しているところでございます。

今回、平成22年度の4月からの新規委託校ということで、一番目の新規委託校に記載のとおり、今回実施校として予定させていただきました。具体的な学校といたしましては、小学校が荻窪小学校と高井戸東小学校の2校です。中学校が中瀬中学校の1校ということで、合計で3校を予定してございます。これによりまして、小学校は25校、中学校は17校、そのほかに南伊豆健康学園ということで、全体で43校ということになります。

これらの学校の選定理由でございますけれども、これまでと同様の考え方でございまして、基本的に給食調理職員を退職不補充とする中で、原則的には退職見合いということで選定するところでございます。そういった結果、その他の設備の整備状況等も勘案いたしまして、総合的に判断した結果、これらの学校を選定させていただいたというところでございます。

報告については、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はありますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、ありませんので、これで結構でございます。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

冒頭にお諮りいたしましたように、議案第79号は非公開で審議いたします。

これから秘密会に入りますので、その前に日程等について、庶務課長からお話があれば、承ります。

庶務課長 これから秘密会に入りますので、次回の日程について、ご報告を申し上げます。

次回の日程でございますが、今月の第4水曜日、12月23日が国民の祝日となっておりますので、休会とさせていただきます。次回の定例会の日程は、年明け1月13日水曜日、午後2時からということで予定をしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

委員長 それでは審議を再開いたします。

日程第1、議案第79号「杉並区立子供園条例施行規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第79号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、「杉並区立子供園条例」の制定に伴い、同条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。区が設置する幼・保一体の幼児育成施設である「杉並区立子供園」は、教育課程に基づく教育としての短時間保育、その短時間保育を含めた長時間にわたる保育の事業などを実施いたしますが、教育課程に基づく教育を行う短時間保育につきましては、教育委員会の職務権限であることから、短時間保育を含めた子供園に係る取り扱いを定める規則の制定に当たり、教育委員会に協議がなされたものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、議案の本文をご覧ください。ちょっと条建てでご説明申し上げます。

第1条は、本規則の趣旨として、子供園条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとしてございます。第2条は、この規則で使用する用語に関する規定でございます。第3条ですが、定員、学級編制及び1学級の定員についての規定でございます。

2枚おめくりいただきましてと別表がございます。そちらをご覧ください。

平成22年4月1日に、下高井戸子供園及び堀ノ内子供園が設置されますが、両園とも定員は88人、3歳児学級から5歳児学級まで各1学級で編制し、1学級の定員は3歳児学級が短時間保育、長時間保育とも各9人の合計18人、4歳児学級及び5歳児学級が各35人で、平成22年度については4歳児、5歳児の学級につきましては、経過措置としてすべて短時間保育となります。

戻っていただきまして、第4条でございます。これは子供の休園日を定めてございます。子供園は長時間保育を実施するため、休園日は日曜、休日、年末年始となります。第5条ですが、開園時間についての規定です。原則として午前7時30分から午後6時30分となります。この間に午前9時ごろから午後2時ごろまでを標準として、短時間保育としての教育課程に基づく教育が実施されることとなります。第6条でございますが、入園の申請についての規定です。申請を行う場合は、短時間保育または長時間保育のいずれか一方のみを希望することとなります。第7条ですが、入園の承認、不承認についての規定でございます。区長は承認、不承認の決定の通知をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の短時間保育の実施に係る決定を確認しなければならないこととしています。第8条ですが、短時間保育の保育時間について、第9条では長時間保育の保育時間について、それぞれ定めてございます。長時間保育は、各号に規定された4つの時間帯から、保護者の労働時間等を考慮して定めます。第10条ですが、入園の承認の取り消しについてです。入園の承認を取り消すことは、許可権に基づく教育である短時間保育も取り消すこととなりますから、第7条第2項の規定を準用し、区長は教育委員会の決定を確認しなければならないこととしてございます。第11条ですが、この規則の短時間保育に係る部分の規定を改廃しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議するものとするを定めてございます。第12条でございますが、これは委任についての規定でございます。最後に、附則でございますが、平成22年4月1日から施行することとしています。

今回の条例施行規則は、子供園の入園等に必要な準備行為に係る規定について、定めておりますけれども、今後、その他の必要な規定を加えるための改正を行うこととしてございまして、短時間保育に係る部分の改正を伴う場合は、第11条の規定に基づき、あらかじめ教育委員会と協議の上、改正することとなるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見は何かありませんか。

短時間保育を受けている子供は、標準で9時から2時ですね。ですから、それが保護者のほうから、もうちょっと今日は置いてもらいたいと、ちょっと都合悪いからという時には、認めるんですか。

特命事項担当副参事 今、ここにはまだ書かれていないんですけども、短時間の在園児の方を対象に、一時保育というのを実施していく考えで予定をしております。

委員長 延長ができることもあるということですね。

特命事項担当副参事 おっしゃるとおりでございます。

委員長 はい、どうもありがとうございます。

他に何かございますか。

宮坂委員 延長を認めるというのは、通常でいう「預かり保育」というのと、また違うんですか。

特命事項担当副参事 一般的に、「預かり保育」と同じような形でございますけれども、一時間を単位といたしまして、5時までの間に延長できるというような考え方でございます。

庶務課長 補足でございますけれども、子供園条例上は、今ご質問いただいた件につきましては、一時保育として定義づけております。

宮坂委員 一時保育という言葉を使うんですか。

庶務課長 はい、一時保育として定義づけた上で、今、副参事からご説明したような内容で、人数に即した対応を図るということで考えてございます。

委員長 他にございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、特にもうこれ以上、ご質問、ご意見はないようですから、異議がなければ、これで可決してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、議案第79号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それではこれで、予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。